

第21期第9回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月29日(火) 14時00分から15時00分
- 2 開催場所 高知市南宝永町4-2 高知プリンスホテル 3階「珊瑚」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、御処野誠、島崎章、
西脇亜紀、川村寛二、堀澤栄、百田美知(計8名)
署名委員 筒井一水、島崎章
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
事務局 井上書記長、谷口書記、坂本書記
- 4 審議事項
第1号議案 令和5年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について
第2号議案 遊漁規則の一部変更について(いの町本川漁業協同組合)

5 議事内容

井上書記長

定刻となりましたので、ただ今より第9回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名のうち8名にご出席していただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会議規則第1条に従いまして、林田会長に議長をお願いしたいと思います。

それでは、会長お願いいたします。

林田会長

本日は、お忙しい中、委員の皆さま方にはご出席いただき心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部長から、挨拶をお願いします。

松村部長

みなさま、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。

令和4年も残すところあと僅かとなりました。委員の皆様がたにおかれましては、年末が近づいて何かとご多用中のところ、また、今日は雨も強くて足下の悪い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まずは本年度のしらすうなぎの特別採捕の取扱い方針につきまして、10月28日に開催されました当委員会の方では、ご承認をいただきました。一方、10月31日に開催をされました海区漁業調整委員会の方では、採捕される漁業者の皆様方のご意見ということで様々なご意見をいただきまして、採決の結果、不承認という形になりました。この両方の委員会のご意見を県としましては、重く受け止めましてそのうえで本年度の

取扱い方針について決定をさせていただいたところでございます。考え方と致しましては本年度は例年通り、特別採捕の許可であるということでございます。本来、県の規則により禁止をしているものを県内の養鰻事業者の方への養殖用種苗の供給の目的に限って特別に許可を行っている物であるということ、それから、ウナギにつきましては絶滅危惧種に指定をされておりまして、河川のウナギ資源の状況が極めて厳しい状況にあること、また資源や生態がウナギにつきましてもまだ不明な部分が多いということで、その利用については予防原則に基づき、抑制的であるというふうにご考えること、さらには採捕期間、採捕数量の上限につきましてはシラスウナギの供給先である県内の養鰻業界と内水面漁連との間で合意もなされておるといような事から、皆様方には文書でもご報告もさせていただいたところでございますが、当委員会へ提案させていただきました原案の形で施行するというところで決定をさせていただいたところでございます。シラスウナギの採捕につきましては来年度からは知事許可漁業という形になります。引き続き、河川資源の有効利用のために、皆様方からのご意見を賜われればと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

さて、本日の委員会につきましては2件、議案をお願いをしておりますところでございます。

第1号議案は、令和5年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量についてでございます。こちらは漁業法において第五種共同漁業権の免許を受けた者は漁業権対象の水産増殖物の増殖を行わなければならないということが定められております。このため、令和5年に行う稚魚の放流量などについて決定を行っていただくものでございます。

2号議案としましては、いの町本川漁業協同組合の遊漁規則の一部変更につきましてでございます。こちらは令和3年に廃止となった中野川川の特別遊漁区域について、いの町本川漁協から新たな管理者のもと、再開をするため、遊漁規則の一部変更の認可申請が出て来ているということでご審議をいただくものでございます。

それぞれ詳細につきましては、後ほど担当の方からご説明をさせていただきますので、委員の皆様には、適切にご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それではただいまから、会に移りたいと思います。

まず、本日の欠席委員ですが、大木委員、山下委員の2名です。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、筒井委員、島崎委員にお願いを致したいと思えます。

林田会長

それでは早速ですが議事に入ります。

第1号議案「令和5年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」、事務局の説明を求めます。

谷口書記

はい、会長。それでは第1号議案、「令和5年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」を座って説明させていただきます。

資料の1ページをお願い致します。

最初に、増殖目標量につきまして、簡単にご説明させていただきます。現在、県内の内水面におきましては、15水系、17の内水面漁協及び漁連にあゆ・うなぎなどの第五種共同漁業権を免許しておりますが、漁業法第168条によって漁業権を免許された漁協は、漁業権対象魚種の増殖活動を行うことが規定をされています。

そのため、本県では毎年、種苗放流などの増殖目標量や増殖活動の実施期間を本委員会にて決定をいたしまして、1ページ2ページの内容で県公報へ掲載し、その増殖活動の履行につきまして指導をしております。

それでは、3ページをごらんください。左側の表は、令和4年の各漁協の漁業権対象魚種の目標量と放流実績を整理したものです。

ほとんどの漁協におきましては、目標量以上の放流を実施されていますが、魚梁瀬淡水漁協、物部川漁協でうなぎについて下回っております。こちらについて個別に確認をさせていただきましたところ、事前に魚種別の予算が決まっております、特にうなぎについては単価が高く、予算いっぱい数量しか放流できなかったとのことでしたが、次年度については目標量以上の放流をしていただきますように県から要請を致しました。また、モクズガニについては、内水面漁連の種苗生産が停止をしております、他県からの調達もできなかったことから、昨年に続き全ての漁協で目標量を下回っております。嶺北漁協や仁淀川漁協で放流実績がございますが、これは他の水系の稚ガニを捕獲して放流をしたものです。先に説明しましたとおり、漁業権対象種には増殖活動が漁業法で規定をされていることから、早期の放流用種苗の確保について内水面漁連が内水面漁業センターと検討を進めており、令和6年度からの生産・放流を目指して試験生産に着手したところです。モクズガニの令和4年度の増殖の実績については、後ほど詳細に説明致します。

次に右側の表ですが、こちらは放流以外の増殖活動ということで、あゆの産卵場造成が主体になっております。その他カワウや外来魚の駆除活動なども実施されております。

4 ページをごらんください。

こちらは、上の表が各漁協の河川利用者数、下の表が増殖事業収入の経年変化でございます。

直近の令和3年は、河川利用者数が約15,100人、増殖事業収入が約1億円となっており、右側のグラフで傾向を整理しております。

今年度については河川利用者数が、前年度に比べ約800名減少しております。この主な原因としましては、いの町本川漁協の河川利用者が約600名減少しており、令和3年に廃止となった中野川川の特別遊漁区域の利用者がゼロになったためだと考えられます。

5 ページをお願いします。

令和4年の増殖目標量について、その算定方法と、変更になった増殖目標量について記載をしています。

まず「1 増殖目標量の算定方法について」ですが、増殖目標量は、各漁業権者から、組合員数、賦課金、行使料、遊漁券発行枚数及び金額、種苗放流やその他産卵場造成などの増殖活動の実績等を調査し、そこから河川規模、組合員数、遊漁券の年券換算の実績を数値化し、その数値をランク区分する方法であゆにおける増殖目標量を算出しております。

あゆ以外の魚種「うなぎ」「あまご」「もくずがに」については、このあゆにおけるランク分けによる算出値を参考に、放流実績等を勘案して決定しております。また、吉野川上流の「いの町本川漁協」については、アマゴを主体としておりますので、アユの代わりにアマゴをベースに算出しております。

コイにつきましては、コイヘルペスウイルスの関係によりまして目標量は示さないとしております。

そして、「2 令和5年の増殖目標量について」ですが、ご説明した方法で算定した結果、全魚種について各河川の増殖目標量は令和4年度と同じとなりました。

また先ほど説明をいたしましたとおり、モクズガニの増殖目標量については据え置いているものの、各漁協が様々な方法で増殖活動に取り組むこととしております。

詳細をご説明します。6ページをごらんください。

表の一番上、野根川漁協を一例にランク分けをどのようにするかご説明をします。

まず①河川規模が14.25kmということで、左下の表「点数配分区分表」を見ていただきまして20km未満ということで1点となります。

次にまた野根川漁協のところに戻っていきまして、②組合員数は189名で、左下の区分表で100～299人の範囲と言うことで2点。次にまた上の野根川漁協の所に戻って頂いて③利用者数年券換算ですが、こちらは遊漁券には日券と年券がございますが、日券を年券価値に換算しましてその結果151枚となりました。左下の区分表では100～299枚の範囲ということで2点となります。

結果、河川規模が1点、組合員数が2点、利用者数年券換算が2点の合計が5点となります。

この5点を右下の点数ランク換算表でみるとEランクとなりまして、あゆの増殖目標量が30kg、うなぎの増殖目標量が10kgとなります。

このような作業をすべての漁協様にたいして行ったのがこの6ページの表になります。

なお、上の表の③利用者数年券換算についてですが、表の下の※3の2行目のとおり、漁業権対象種の採捕状況によっては漁業権発行枚数が大きく年変動することから、その影響が緩やかになるように5中3平均を採用しています。

この5中3平均とは、過去5カ年のうち、遊漁券発行金額の最も多い年と少ない年を除いた3カ年の平均をとる方法です。

その結果、上の表の右側から2番目の令和5年（案）のランクですが、全ての漁協が右側の令和4年から変わりはありませんでした。

7ページをお願いします。

こちらにつきましては、先程説明しました算定方法により算出した、令和5年の増殖目標量です。令和4年度と変更はございません。

なお、モクズガニについても、増殖目標量は令和4年度と同様としております。先ほど説明をいたしましたとおり、内水面漁連の生産は停止をしているものの、各内水面漁協はモクズガニの漁業権の存続を強く希望していること、内水面漁連も放流の再開を目指す意思があること、そして、各内水面漁協において令和4年度は放流以外の方法で増殖行為が行われたことから、令和5年についても漁業権を維持し、増殖目標量を据え置

いております。具体的な増殖行為について、8ページをご覧ください。

これは各内水面漁協から聞き取りを行った増殖活動の実績です。まず左側の令和3年の実績をご覧ください。各漁協で堰堤や魚道をカニが遡上しやすくなるような取り組みや、くみ上げ放流による取り組みなどが行われました。仁淀川では、漁業権が設定されていない河川で柴漬けなどの方法で稚ガニを捕獲し、河川への放流を行いました。四万十川ではゴリを漁獲するために設置する上り落としうえという漁法で混獲される稚ガニを捕獲し、四万十川上流へくみ上げ放流を行うとともに、天然の遡上が見込めない嶺北漁協の河川へも放流を行いました。

また令和5年についてもこういった方法でモクズガニの増殖行為が行われるように各漁協に対して要請し、その計画について聞き取るように致します。県としては内水面漁連が種苗生産を再開するまでの一時的な措置として、こういった方法についても漁業権維持のための増殖行為として認めて参りたいと考えております。

なお、高知県内水面漁場管理委員会指示第100号では、12月1日から翌年7月31日までのモクズガニの採捕を禁止しており、令和5年にくみ上げ放流を計画している漁協につきましては委員会指示の適用除外の承認が必要となりますので、また別の機会にそのご承認についてご審議をいただく予定です。

それでは、資料1ページにお戻りください。

これは県公報へ登載予定の公告案です、令和5年の河川別魚種別の放流量と、産卵場造成等を含めた総合的な増殖活動、期間等を記載しております。

魚種別の放流量につきましては、先程説明しました様に、令和4年度と変更ありません。

また、アユなどの種苗放流以外の増殖活動等につきましては、例年どおり産卵場の造成、遡上・降下の助長など総合的な増殖活動に取り組んでいただくこととしております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

カニの方はちょっと今、動きはどんなになっていますか。

谷口書記

はい、会長。先ほどちょっとお話をさせていただきました通り、高知県内水面漁業センター、内水面漁連の方で種苗再開を目指して取り組みを進めているところでして、今年度については親ガニを奈半利川の方で獲捕させていただきまして、今、産卵に向けて畜養をしているところでございます。畜養が一定期間終わったら、内水面漁業センターの方でアユに対する病原菌等がないのかの検査を行った上で内水面漁連の方に移して種苗生産の試験を開始していくというふうに伺っています。

林田会長

また機会がありましたら、各河川の方に報告の方もお願いしたいと思います。

谷口書記

はい、承知致しました。

林田会長

よろしく申し上げます。

谷口書記

はい。

林田会長

あと、何かございませんでしょうか。

島崎委員

ちょっと、お教え願います。3ページ2の表ですけど、各河川の増殖目的に使った河川に対する方の金額なんですけれども、読んでたらこの位しかやっていないのにこの金額は？というのがちょっとありまして、例えば、鏡川漁協、151万5千円ですか、他の河川の重機を使った産卵所を作った金額なんかとも比べるとかなり多いように思います。行った増殖目的の工事は土管の設置等、堆積土砂の整備。これだけでこの金額になるのか、もちろん書類等はあるんでしょうが、ちょっと金額が多いんじゃないかなと思って、県への書類等にはしっかり出てるんだと思います。提出の、ただその各漁協さんによって努力の仕方でも軽減もしている漁協さんもありますし、ただ発注だけですます所とか、それで差が出るんじゃないかなと思いますが、また努力していただいたらいかがなものかなとは思いますが、ま、それだけのことです。

谷口書記

ありがとうございます。確かに各漁協によって取り組みとか取り組む量が異なっておるといところなんですけれども、この金額の事については具体的に金額がどういう所にお金がかかっているか、そこまで詳細に我々の所では報告を受けているわけではないですけれども、鏡川漁協

さんについて言えばこの堆積土砂の整備とかあるいはアユの産卵所の保護区の設置については、水産多面的発揮対策事業費補助金を使って行っているということのようでして、そういう意味で補助金を使った事業ということで事業費も他の漁協さまに比べれば少し大きいというふうには考えていただければと思います。

島崎委員

わかりました。

林田会長

よろしいですか。ま、適正に使われていたらいいんでしょう。

浜渦課長

あのすみません。漁業振興課の方でも産卵所の造成に対して補助金、確か毎年200万ほど出していると思います。その中身についてはですね、いわゆる重機を入れてやる所についてはかなり金額がはってまいります。かなり、組合員さん出役でやられている場合もあります。そういう所についてはいわゆるボランティア的な活動でやられております。そこについてはあまり金額に載ってこないというような形になりますが、各河川内水面漁業について、産卵所造成をやられておりますので、ここへ出て来てただけで見ると、鏡川の方が突出しているような形にはなりますが、四万十川、物部、仁淀、それぞれ取り組んでおられる状況でございます。

島崎委員

はい、わかりました。

林田会長

よろしいですか。ありがとうございます。他にございませんか。

御処野委員

こちらの放流量の算出に関しては、毎年送られて来て見るものなので、例えにあげた野根川漁協ですが、いつもアユの放流30kgなんですけれども、河川規模の所で、川の長さはたぶん今も10年前も同じなんですから、川の自然環境はどんどん狭まってきている状態、でこれは河川規模として長さで点数をつけて合計点で何kg放流というのは僕もこれで賛成といいますか、いいんですけども、それでまず川がだいぶ変わってしまっているのにずっとたぶん野根川漁協30kgなんです。

あと、3ページの野根川漁協、野根川水系の所を見ていただくと、目標30kgに対して実績が289kgまいてまして、その差が260kgぐらいあるんですけど、実はここでもしこれが決まると、今度漁協の方にこれと同じような物が送られてきて、その後役員会を開いて役員さんを集めてこの後、何kg放流するみたいなことを決めてるんですけども、ここにこれの資料プラス、何か情動的な物が添えられてたら、とても判断しやす

いと言いますか。この差額分の 259 kg×単価が結構、漁協の負担の中では、野根川漁協に関してなんですけども割合が大きくて、だからと言って増やしてしまった放流量を極端に 30 kgまで減らしてしまったら、今度は組合員さんがみんな去って行ってしまって、逆に痛手を負うんでそれはできないんですけども、このわずかな放流の量が他のおっきい川に比べたらわずかなんですけども、この中から今年は遡上が多そうだよ、みたいな情報を少しでもいただけたら調整ができる、逆にいうといっぱい天然遡上が上がって来る年にいっぱい放流しなくてもいいわけで、その情報を付け合わせていただけたら、できる範囲でいいです。何か天気予報みたいな感じになってしまうんですけども、それで外れたからってそれは何とも言わないんですけども。

浜渦課長

ご指摘たいへんよく分かります。しかしながらですね、この時期に今揃うデータとしたら、いわゆる流下量ぐらいしか、たぶんないんですよ。内水面センターが主だった河川、2月の下旬以降からずっと潜ってますね、遡上量をずっと調査しております。それで見ただけで5とか4とか3とかこれくらい遡ってるというような情報はそれ以降であればそういった情報は出せるんですけども、それから流下量と遡上量ですね。これもその海域での生存率が毎年違うということで、そこが明確なリンク付けができれば一定の基準というかそういった所でこういった所に判明はできるかなというふうには思っておるんですけども、なかなかこの現在の11月末の、今の調査の内容、技術ではなかなかちょっと提供はしにくいとは思いますが。今、おっしゃられるように何か参考になるようなデータとか考え方とかいうことが、今後考えれるのであればちょっと次年度以降の数量の算定について、もうちょっと検討を加えたいというふうには思っておりますので、よろしくお願いします。

林田会長

ありがとうございます。

また、野根川の方の意見もふまえてやっていただきたいと思います。
はい、どうぞ。

西山副部長

すみません。あの追加させていただきます。あの今のご指摘はこの増殖目標に限らずですね、私どもが持っている情報、研究成果等を共有して一緒に川を良くしていこうよというご提案だというふうに私としては受け止めておりますので、私ども非常に手前味噌にはなりますが、山田の内水面漁業センター、非常にいい仕事をしてきております。それから内水面漁連も技術人がおりますので合わせて、その成果等、あるいは

我々が持つ振興策、あるいは流通まで考えて色々取り組みしている所でございますが、そのような情報は内水面漁連さんとも連携してできるだけ各漁協の方に情報を共有する努力をこれからもさせていただきたいというふうに思った所でございます。ありがとうございます。

林田会長

はい、ありがとうございます。よろしいですかね。

島崎委員

すみません、関連して少しお時間をいただいたら。あの野根川さんの環境、自然環境の変化、確かにすごいですよ。あの、昔の事を言ったら笑われますけれども、50年前あるいはそれ以前の水量、その時から比べたら今の水量は、そうですね、三分の一からひどく言えば五分之一になってます。今の旧道の橋が国道だった時分にあの橋の上から子供がダイビングしてましたので。私なんか釣りに行っている時分は。だからね自然環境がいかにか河川にとって負荷を与えているか、雨が同じように降っているのに何で水量が減るのか、そのへん、根本的にもう少し、まあ国をあげてやられてると思うんですけども、だから漁場管理委員会が漁場がどうなっているのか、もう少し、ただ資料だけ与えられてそれでいいのか。

自分は、僕は自分が釣るもんで各河川回ってますから、その変化がすごいですよね。仁淀川さんにしてもね。

(「山の荒廃よ」という声)

そうです。だから今言われているように、砂防ダムの影響とか、ダムの影響、それによって河川がものすごく変化してます。それを少しでも整えていく方法がないのかなと思うんですけど、またお力添え、よろしくお願いします。

林田会長

よろしいですか。あとご意見ございませんでしょうか。他に意見ないようでしたら、第1号議案「令和4年の第五種共同漁業権に係る増殖目標量について」は、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり。)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので、原案のとおり承認いたします。それでは早速ですが議題に入ります。第2号議案、「遊漁規則の一部変更について(いの町本川漁業協同組合)」について、事務局の説明を求め

谷口書記

ます。

はい、会長。それでは、第2号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料2、3ページをお願いいたします。諮問文を朗読いたします。

4 高漁管第868号 高知県内水面漁場管理委員会様 いの町本川漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。 令和4年11月22日 高知県知事 濱田 省司

失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料の4ページをご覧ください。

いの町本川漁業協同組合の遊漁規則の一部変更の概要についてご説明いたします。

今回の改正は令和3年2月に改正を行った中野川川地区のアマゴの特別遊漁区域について、再度改正を行うものです。

まず、上段の地図をご覧ください。いの町本川漁協は吉野川の高藪えん堤より上流、いの町側を所管しており、そのうちの中野川川は、遊漁規則の改正により平成6年頃からアマゴのフライフィッシング専用区として運用されてきました。下段のアマゴ漁期の表をご覧ください。アマゴの漁期は通常の河川は3月1日から9月末までとなっておりますが、中野川川は平成11年から12年にかけて、内水面漁業調整規則を改正し、2月16日から11月末までと期間を拡大しておりました。

このようにフライフィッシング専用区として運用されてきた中野川川ですが、いの町本川漁協が当時、現地で漁場管理を委託している方や地元住民と協議し、中野川川専用区はいったん廃止して他の通常河川と同様の取扱をしたいとして、漁協から遊漁規則の変更申請があり、昨年2月に、皆様に2度のご審議をいただいた上で規則を改正し、中野川川の特別遊漁区域は一旦は廃止とし、現在は通常の河川と同様の運営がされております。しかし、いの町本川漁協より、この特別遊漁区域を擬似釣り専用区として再開したいとの申請がありましたため、今回、遊漁規則の改正を行うものです。

この経緯についてご説明致します。6ページをご覧ください。

こちらは高知市内で主に海釣り用のジグなどのルアーを製造し、販売している株式会社シーフロアコントロールという企業です。中野川川の

特別遊漁区域が解消されたという事を新聞報道で知ったこちらの企業が、いの町本川漁協に対し自分たちの管理でルアー釣り専用区として、特別遊漁区域を再開させてもらえないか、と相談をしました。

その後、今年の4月25日、私も参加しましたが、中野川地区の公民館で、シーフロアコントロールさんと、いの町本川漁協、中野川の地域住民、そして前管理者の方も交えてこの特別遊漁区域の再開についての協議が行われました。

地域住民の方々からは、前回の特別遊漁区域では、前管理者や漁協との意思疎通の不足等があり釣り人とのトラブルがあったことを懸念する声もあったが、シーフロアコントロールさんからは、地元の意見をしっかり聞いて歩み寄ってルールを決めていき、トラブルとならないように企業としてしっかり対応していく、といったお話しがありました。こういった考え方に、中野川川の地域住民の方々やいの町本川漁協も理解を示し、今回の特別遊漁区域再開の改正申請に至りました。なお、この改正申請のために行っていたいの町本川漁協の書面による臨時総会では、全員が賛成で反対意見はございませんでした。

このことについて、今回の変更にかかる部分を新旧対照表で確認しますので、資料の7ページをご覧ください。

左側が「新」、右側が「旧」となっておりまして、変更部分にはアンダーラインを入れております。

左側、新の第4条1項の表中、「中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域」という記述を新規則では追加し、続きまして2項のあまごの特別遊漁区域を定める表に、漁具漁法として「ぎじ釣り」、区域として「中野川川の同川と桑瀬川との合流点から上流の区域」を追加します。これにより、中野川川のアマゴの漁期は通常の3月1日から9月30日までから2月16日から11月30日までに変更となり、ぎじ釣り以外のえさ釣りなどの漁法はできなくなります。なお、前回は漁法を「フライ及び毛ばり」に限定していたので、それ以外のルアーなどのぎじ釣りも行うことができます。

次に、8ページをご覧ください。こちらの第5条の3項では特別遊漁料を定めておりまして、中野川川については一日4,000円、2日以上連続して行う場合の2日目以降は一日3,000円、そして新たに年間の特別遊漁料として12,000円を設定します。なお、前回の料金は一日3,500円、2日目以降は1日2,000円でした。

以上が、今回の変更の概要となります。

9ページ以降には本改正を反映した、いの町本川漁協の遊漁規則の改

正案をつけておりますので、またご覧ください。

それでは最後に1ページをご覧ください。

こちらは県公報の登載案でございます。本日、ご承認をいただきました場合には、早急に県法務課に登載の手続きを進めますが、それに際しまして内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

筒井委員

2点、まあこれ前回やりよったところだと思うんですけど、そのままこの区域は一緒ということですか。

林田会長

はい、どうぞ。

谷口書記

はい、区域は前回の特別遊漁区域と全く同じです

筒井委員

はい、もう1点、これ見てみる限り、あそこ中野川川は以前はキャッチ アンド リリースでやっていたと思うんですけど、この表記にキャッチ アンド という何が無いんで、捕獲してかまんと釣れたやつを捕って帰ってかまんということですか。

谷口書記

引き続き、キャッチ アンド リリース専用区として運用する予定になっています。

筒井委員

これには明記はないです。

谷口書記

はい、遊漁規則にはキャッチ アンド リリースについては明記はされておられませんけれども、漁協が遊漁者様にキャッチ アンド リリースの通知とかご説明を行って、キャッチ アンド リリースをしてくださいというふうに説明をするというふうにしております。

筒井委員

まあ、本川に限ってではないですけど、仁淀川でも明記されてなかったも、県の遊漁規則とかを見られた方が、こうなっちゃうがどうなっちゃうよと、県の方ではこうやき、まあ逆に言うたらキャッチ アンドに

なっていないがという、うちんくで仁淀でキャッチ アンドじゃない別の項目であったんで、ここはこうなっちゃうのにとというのが出てきたんですよ。これ、漁協の方はこう説明するけど県の方に載っていない、どうするがでよという、もしあの結構こういうのパソコンでひっばって見る人もおるんですよ、それでそういう時にちょっとどうなるかな。

(「縛りというかね」という声)

林田会長

どういう縛りか、色々あるみたいね。

西脇委員

釣る方としては見てすぐ分かる方がいいですよ、どっちながって、持って帰っていいのか。

林田会長

あー、書き込む方がいいわけですね

筒井委員

そうですね。

林田会長

はい、どうぞ。

谷口書記

まず、1点。この遊漁規則の10ページをご覧くださいまして、10ページの中ほどに第4条の第2項で、桑瀬川って木の香温泉の前の所の特別遊漁区域は、ここは基本的には通年釣り場になっていて、観光客さん達がさおを借りて釣るところなんですけれども、ここは持って帰るのを前提に釣っているところなんですけれども、10匹以内にしようという事で遊漁規則に書ききって運用しています。

中野川川これからシーフロアコントロールさんが、実際に漁協さんから委託を受けて運用していくんですけど、その前に前管理者さんの方々が運営してた時にもかなり細かいルールブックみたいなのを作って、漁場に入る人はそれでしっかりと説明をして、どこに誰が入っているという事でしっかりと管理をして運用をしていたので、遊漁規則には書ききっていないけれどもしっかりとここはキャッチ アンド リリースを前提にそういう運営を漁協がしている区域なんだという事を説明をしたうえで釣りをしてもらっていたというような事がありました。まあそういったやり方は、次の新しい管理者の方になってもしっかりと説明をして釣りを楽しんでもらうというふうな形にはなっていくと思います。いの町本川漁協の場合はですね。

筒井委員

いや、違います。それはわかっちゃうがですよ。前回も同じ事でそれ

はキャッチ アンドで漁協はそうやって管理者もそうやってやって、ここはですよと返してくださいよというちゃんとしたルールはあると思います。いや、そうじゃなしに、県としての遊漁規則の中に載せるのにそれを見た人が「え、違うやないか」って、仁淀の場合もあったんですよ。これでひっぱっちゃって「どこに載っちゃあよ」って、その項目が。それでうちんくはうちんくなり「こうですよ」と説明するんですけど、結局、その中に県の方には載ってないとかいう事とかが出たんで、それはどうなるかな。

西山部長

県の遊漁規則の記載と地元のルール、細かいルールが定められていると思いますが、そのような齟齬があってですね、書ききれない事があってトラブルが生じるということが頻発されているようであれば、それは現場の方々の苦勞になりますので、ちょっとどこまで規則上書きされるものなのか、キャッチ アンド リリースとか10匹を超えてとか書き方をしてはいますが、ちょっとそのへん水産庁とも相談をですね、反映できるのであれば漁協さんの意思をお伺いしたうえで今後の改正で反映していけたらなというふうには思いますが、ちょっと研究課題としてあずからせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

林田会長

よろしいですかね。あずかってもう一回。

島崎委員

もう1点だけ、お願いします。これ、さっきの説明の中でも地域の方と話もできておるようで全部出来ましたと組合さんかな漁協と、ただその地域の人って中野川の地域、何人かしかおらんです。本川地区全体に聞くとかではなしにその地域だけの話で、あとは漁協の一部の人と話をして、結局、前回もそのあそこが使えなくなるいうたらもう魚もおるのに釣れんなるとか、全部、いうたらキャッチ アンドをあまり好んでない人もおるんで、仁淀の場合も程野がキャッチ アンドになってるんですけど、そこらあでもそういう問題が地域の人とは、問題がちょっと地域の人とあるんですよ。地域とか帰ってこられた人がそこで自由に釣れんというような問題があって、でそこでちょっと色々すったもんだもあったんですけど、そういうのももう解決できちゅうのかと、前回それが多分あったんで廃止になったと思うんですけど、そういうのももう全部クリアできちゅうんかなと。

林田会長

はい、どうぞ。

谷口書記

あのいちばん、私も地域の話し合いの中に行って参りましたがけれども、

まず初めにお話したいのは地域の方々とお見合いをしてそこで話し合いがうまくいったことと、それから一応、臨時総会ですけれど総会で組合員さんの皆さんに書面で決をとってですね、反対意見なしで全員賛成をいただいたということで一応地域だけではなくて、いの町本川漁協の組合員の皆様には合意をしていただいたということがまず1点と、それから確かに前回の廃止の時には、地元の方々が我々が昔、好きに釣りに行けてたのに、こういう管理釣り場になって行けなくなった、アマゴが釣れなくなったとご意見もあったんですけど、前回もそれは今回お話し合いになっても、今回一番の不満は意思疎通がとれなくなったと、地域の方々と管理者、漁協と三者がですね。そこをしっかりと企業として、なるべく人も常駐させて地域の人々とコミュニケーションとっていきますと、マナーの悪い釣り人がいたら指導をしていきますと、企業としてしっかり対応しますというような説明がシーフロアコントロールさんの方からあって、でそれでそうやって企業としてしっかり対応してくれるんだったら、我々としては賛成しますというような事を言っていたため、そのコミュニケーションが不足をしていたという事が一番不満だったみたいなので、そこについてはご理解を示していたと、地元の方々が、そのような形でした。

林田会長

はい、よろしいですか。 はい、どうぞ。

島崎委員

コミュニケーションとれんで、また蒸し返しになりますんで、もう申しませんが、今回ね、そのルアー、そのシー何やろさんの会社は主に外でいわゆる海の関連のルアーを作られてたと思うんです。このね、ルアーにつけるフック、針ですね、あれはねいわゆる毛針、擬似餌の針とずいぶん違うんです。けい大きい。だから魚に与える負荷、ものすごく大きいんです。あのルアー、ご存じないかもわかりませんが、あれ、針は取り替えきくんですよ。だから、おそらく、フックの製造もかかわってると思うんで、あのいわゆる淡水魚に合った、あのリリースしてもかまん、少ないような針を使っただけのような工夫等をしていただいたら、魚への負荷が、マスなんかでもそうらしいですけど何度も何度も取り上げられると魚体が傷んでるんですよね。だから、そういう形にできるだけ少なくというか、最小限度の負荷でおさえられるような針ですね、あれを何とかこれ難しいかもわかりませんが、持ち込みで同じようなルアーでつけたフックで持ち込まれるような場合もありまじょうし、それで専用のフックとなれば、この会社さんもうちではこれを使っただきますよと言えちよつとは利益も上がるんじゃないかなとは思いますが、何らかの方法でそれをしていただいたらありがたいなとは

思います。以上です。

浜渦課長

わかりました。あの県外とかですね、こういった管理釣り場であるとか、専用フックでやっているところとか、主にルアーはバーブレス、いわゆる返しがないやつですね、を使ってるのがだいたい一般的になってます。で、たぶんまたその会社さんとも我々接触する機会がございますので、そういった、たぶん会社さんもそういうことは十分ご承知のうえやと思いますけど、まあそういった潮流によってですね、あのできるだけ魚体に影響を与えないようなフックにしようとかそういったことをルールにきっちり盛り込んでいただくように我々としても働きかけてまいりたいとそのように考えています。

島崎委員

よろしくをお願いします。

谷口書記

もう一件、あのシーフロアコントロールさん、確かに島崎さんがおっしゃるように海釣りの専門でして、ただここを運用する事を通して、川のその淡水魚のルアーの世界にも触手を広げたいというようなお気持ちがあるようですね。ですので、今おっしゃるようにたぶんそのフックとかも違うところがあると思いますんで、今後開発をしていくということだと思うんですけども、委員からそういうご希望というか、ご提案があったということを私の方から漁協を通じて、伝えていくように致します。

島崎委員

お願い致します。

林田会長

ルアーが入って、やっぱり、けい大きいんで、魚が傷む事多いんですよね。それはね、あずかる方に注意をしていただいて細い、細身の針をちょっと決めてもらうような感じにした方がいいんじゃないですか。我々もルアー釣りやっててわかります。そういう事ですのでよろしくをお願いします。

他にございませんでしょうか。

島崎委員

一件だけ。気に掛かったものでおたずねするんですが、斉藤さんでしたっけ。関わられてます？ それとももう。

谷口書記

あの新しい管理釣り場にどう関わっていくかっていうのは、私は存じあげないんですが、今。ただ4月のこの地域にシーフロアコントロールさんが来られて協議した場には、斉藤さんも来られてまして、で斉藤さ

んが「私はこういう所があるからうまくいかなかったんだ」コミュニケーション不足でしたけれど、そういうことも話されて「シーフロアさんがそういうふうにやられるんだったら、いいと思います」という事も言っていて、シーフロアコントロールさんからも「前回の経験とかそういう事は教えてください」という話でコミュニケーションとっていくと話されてましたので、そこで前の管理者の方とこれからの管理者の方と情報交換は行われているんだと思います。

林田会長

はい、よろしいですか。

島崎委員

ありがとうございます。

林田会長

まあ、ルアー釣りって、これからアユの方もそういう時期にかかっていますので、針のことも今からそういう知識を持っておいた方がいいと思います。皆さん、話し合っていたきたいと思います。よろしく願います。

他にございませんでしょうか。

他にご意見がないようでしたら、

第2号議案「遊漁規則の一部変更について(いの町本川漁業協同組合)」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

林田会長

それでは、ご異議がありませんので、原案のとおり承認するというので、知事に答申することといたします。

それでは、これをもちまして第9回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 21 期第 9 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋_____

議事録署名委員 筒井 一水_____

議事録署名委員 島崎 章_____